

議員全員協議会会議録

平成 25 年 9 月 20 日

宮 古 市 議 会

平成25年9月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(9月20日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 2

開 会..... 3

説明事項（1）..... 3

説明事項（2）..... 4

閉 会..... 5

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成25年9月20日（金曜日） 午後 4時00分
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （１）宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例について
- （２）その他

出席議員（25名）

2番 加藤俊郎君
 4番 佐々木勝君
 6番 落合久三君
 9番 近江勝定君
 11番 田中尚君
 13番 松本尚美君
 15番 坂下正明君
 17番 伊藤清君
 19番 藤原光昭君
 21番 高橋秀正君
 24番 古舘章秀君
 26番 北村進君
 28番 前川昌登君

3番 竹花邦彦君
 5番 長門孝則君
 8番 須賀原千恵子君
 10番 坂本悦夫君
 12番 橋本久夫君
 14番 中里榮輝君
 16番 中嶋榮君
 18番 横田有平君
 20番 工藤小百合君
 23番 崎尾誠君
 25番 内舘勝則君
 27番 佐々木重勝君

欠席議員（2名）

1番 高屋敷吉蔵君

7番 茂市敏之君

説明のための出席者

説明事項（1）

総務企画部長 坂下昇君
 総合窓口課長 箱石憲市君
 健康課長 菊池廣君
 経営課長 飯岡健志君

税務課長 高尾淳君
 介護保険課長 三浦吉彦君
 上下水道部長 長尾正利君

議会事務局出席者

事務局 長 中村俊政
 主 任 菊地政幸

次 長 佐々木純子

開 会

午後 4時00分 開会

○議長（前川昌登君） それでは、ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は25名でございます。会議は成立しています。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（前川昌登君） 説明事項の（１）、宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例についてを説明願います。

坂下総務企画部長。

○総務企画部長（坂下 昇君） 宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本件につきましては、地方税法の改正に伴いまして、分担金、使用料などの諸収入金及び介護保険料、後期高齢者医療保険料、公共下水道受益者負担金などの未納に係る延滞金の利率を減じる改正をしようというものでございます。今回の改正に係る関係条例が7条例でございますので、一括して改正する条例を制定するというものでございまして、全協でのご説明をお願いしたものでございます。

なお、市民税に係る延滞金の利率等の改正につきましては、去る6月の市議会定例会におきまして、固定資産税に係る漁船等の被災代替取得の軽減措置や、住宅ローン控除の適用期限の改正に合わせまして、この延滞金の利率等も改正をしていくというものでございます。今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴い改正をしようというものでございます。

条例の詳細につきましては、税務課長より説明を申し上げます。

○議長（前川昌登君） 高尾税務課長。

○税務課長（高尾 淳君） それでは、資料に従いましてご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例につきましてです。

改正要旨ですが、ただいま部長から説明がございましたとおり、地方税法の延滞金の計算に関する部分の改正がございまして、市税条例については改正済みでございますが、その他の収入金についての延滞金の計算割合につきまして、市税条例に合わせて引き下げようとするものでございます。

2番目、改正を要する例規でございますが、全部で7本ございまして、1番目、宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例。2つ目が、宮古市介護保険条例。3つ目に、宮古市公共下水道事業受益者負担に関する条例。4つ目が、宮古市千鶴・石浜地区漁業集落排水事業分担金条例。5つ目が、宮古市津軽石地区漁業集落排水事業分担金条例。6つ目が、宮古市後期高齢者医療に関する条例。最後の7つ目ですが、宮古市医師等養成奨学資金貸付条例の7本になります。

改正の概要ですが、下の表をごらんいただきたいと思います。全て平成26年1月1日から施行しようとするものです。

条文が、例規ごとに全部で7つありますが、大まかに分けますと、地方税法の規定を引いて条文を定めている条例が、①②⑥⑦の4つございます。残りの下水道関係の3本につきましては、こちらは都市計画法の規定に基づいて定めているものでございます。

最初の、地方税法に準ずる形で定めております4つの条例につきましては、既に納期限1カ月以内の延滞金につきましては、特例で少し下げるということが附則で制定してございます。それぞれこの附則を改正する形での改正になります。具体的には、財務大臣が毎年12月5日に告示いたします、前年の10月から当該年の9月までの貸出平均金利に1%を足した割合を特定基準割合というふうに定めておりまして、これに1カ月以内であれば1%を足す、それ以降であれば、さらに1%を足したものに7.3%を足すという形で算定するものです。

次の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらの下水道受益者負担に関する条例外3本につきましては、今まで本則の14.5%あるいは納期限1カ月以内であれば7.25%と決まっておりますが、この数字を適用しておりまして、先ほど説明しましたほかの条例と違ひまして特例が制定されてございませんでしたので、新たに附則を新設する形で特例を定めようとするものです。利率の割合の考え方につきましては、ほかの条例と同じですが、限度額がそれぞれ14.5、7.25というのは変わらないということになります。

参考までに、ここに本改正に関する主な収入金及び所管課ということで書いてございます。

保育料等は福祉課が担当します。あと住宅使用料、建築住宅課の所管であります。土地貸付が財政課、墓地管理手数料が総合窓口課の担当です。介護保険料につきましては、介護保険課。下水道受益者負担金、漁業集落排水事業分担金につきましては、上下水道部経営課並びに生活排水課ということになります。後期高齢者の医療保険料につきましては総合窓口課、医師等養成奨学資金貸付については健康課が担当しているところでございます。

非常に簡単な説明になりましたが、基本的に6月の市税条例の改正に倣った形での改正ということになります。

よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わります。

○

説明事項（２） その他について

○議長（前川昌登君） 次に、その他ですが、総務常任委員会委員長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○総務常任委員会委員長（加藤俊郎君） ありがとうございます。

発言の内容については、三王地区園地整備事業についての変更についての説明であります。

これは、殊さら全協で皆さんにご報告するというのもいかなというふうにも考えたんですが、一応、我々の4年の任期の中の前期2年に、結構これについてはもめた事項でございましたので、常任委員会があった後の総務、経済の常任委員会でご報告がございまして、そのことについてご報告をしたいと思っております。

中身は設計変更なんですけど、一番大きいのは展望デッキの点で、前回の総務、経済の常任委員会では結構こ

れについては、いかがなものかという声が強かった施設でございましたが、今回、この前の一般質問でもあったんですが、できる限り園地内には人工構造物の整備はしたくないということから、展望デッキについては、ジオパーク認定に当たり取りやめたいという市長からの説明がございました。

また、もう一つはトイレ。これも木造ではどうなのか、安くなるのではないかということで、木造でも仮設計していただいて、どれくらいかかるかという予算も計算していただいたところ、同じくらいかかるからＲＣでお願いしたいというような当局の説明もあったんですが、今回これも、宮古市公共建築物等木材利用促進に関する方針というのがことしの３月に施行されたことから、木造での建物にしたいというような設計変更がございました。これによつての予算の増額はございませんで、多分減額になるのではないかなというような見通しであります。

また、繰越明許で今年度中にやるというような方向だったんですが、これも若干変更になりまして、平成26年6月ごろまでには完成したいというような説明を受けております。

以上です。

○議長（前川昌登君）　ただいま説明がありましたが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉　　会

○議長（前川昌登君）　なければ、これをもって議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後　４時１４分　閉会

宮古市議会議長　　前　川　昌　登